

添付法令資料 3 :

宇宙テクノロジーの制御に関する2023年2月16日付  
インドネシア共和国政令No. 7 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 宇宙テクノロジーの制御及び保護
  - 第 1 節 宇宙テクノロジーの制御
    - 第 1 款 通則 (第 3 条ないし第 7 条)
    - 第 2 款 ロケット・テクノロジーの制御及び開発 (第 8 条ないし第 12 条)
    - 第 3 款 衛星テクノロジーの制御及び開発 (第 13 条及び第 14 条)
    - 第 4 款 航空テクノロジーの制御及び開発 (第 15 条及び第 16 条)
    - 第 5 款 テクノロジーの伝播 (第 17 条及び第 18 条)
  - 第 2 節 宇宙テクノロジーの保護
    - 第 1 款 通則 (第 19 条)
    - 第 2 款 宇宙機密テクノロジーのセキュリティ保障 (第 20 条ないし第 32 条)
- 第 3 章 宇宙テクノロジーの制御におけるセキュリティ及び安全の基準及び手続
  - 第 1 節 通則 (第 33 条ないし第 36 条)
  - 第 2 節 施設及びインフラストラクチャー
    - 第 1 款 通則 (第 37 条及び第 38 条)
    - 第 2 款 データ及び情報の分類 (第 39 条)
    - 第 3 款 無線周波数障害 (第 40 条)
    - 第 4 款 アクセス制限 (第 41 条)
  - 第 3 節 原材料及び部品 (第 42 条及び第 43 条)
  - 第 4 節 環境 (第 44 条)
  - 第 5 節 職員 (第 45 条)
  - 第 6 節 活動 (第 46 条ないし第 48 条)
  - 第 7 節 輸送 (第 49 条)
- 第 4 章 宇宙テクノロジーの制御における国民参加
  - 第 1 節 通則 (第 50 条及び第 51 条)
  - 第 2 節 国民参加の手続 (第 52 条ないし第 54 条)
- 第 5 章 指導 (第 55 条)
- 第 6 章 資金調達 (第 56 条)
- 第 7 章 終則 (第 57 条及び第 58 条)